

猪名川町告示第24号

猪名川町特定乳児等通園支援事業者の確認に関する要綱をここに告示する。

令和8年2月24日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町特定乳児等通園支援事業者の確認に関する要綱

令和8年2月24日

要綱第14号

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に定める特定乳児等通園支援事業者の確認に関し、法及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(確認の基準)

第2条 確認の基準は、法、施行規則、猪名川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第29号）及びその他関係法令等に定めるところによる。

(確認の申請)

第3条 法第54条の2第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者は、施行規則第44条の2において準用する施行規則第39条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(確認の決定等の通知)

第4条 町長は、前条の確認を決定する場合は特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第2号）を、確認しない場合は特定乳児等通園支援事業者不確認通知書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

(確認の変更申請)

第5条 法第54条の3において準用する法第44条の規定により、特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業所の利用定員を増加しようとするときは、施行規則第44条の2において準用する施行規則第40条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定により、特定乳児等通

園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業所の名称及び所在地その他施行規則で定める事項に変更があったときは、施行規則第44条の2において準用する施行規則第41条第1項及び第2項の規定に基づき、10日以内に、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第5号）によりその旨を町長に届け出なければならない。

2 法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業の利用定員を減少しようとするときは、施行規則第44条の2において準用する施行規則第41条第3項の規定に基づき、その利用定員の減少の日の3月前までに、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第6号）によりその旨を町長に届け出なければならない。

（確認の変更申請等に対する通知）

第7条 町長は、第5条の申請又は前条の届出があった場合は、その内容を審査し、特定乳児等通園支援事業者確認変更承認・不承認通知書（様式第7号）を当該申請者等に通知するものとする。

（確認の辞退）

第8条 法第54条の3において準用する法第48条の規定により確認を辞退しようとする特定乳児等通園支援事業者は、その確認を辞退する日の3月前までに、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第8号）によりその旨を町長に申し出るものとする。

（確認の取消し等）

第9条 町長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止通知書（様式第9号）によりその旨を通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

猪名川町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2 関係書類

別紙のとおり

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者については、子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第39条で規定している特定乳児等通園支援事業者として確認したので通知します。

1 乳児等通園支援事業を行う事業所の名称及び所在地

2 事業の種類

3 定 員 名

4 事業開始予定年月日

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

特定乳児等通園支援事業者不確認通知書

年 月 日付で申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認については、下記により不確認としたので通知します。

記

理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として(訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第5条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

年 月 日

猪名川町長 様

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3 関係書類

別紙のとおり

様式第5号（第6条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

猪名川町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地

	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4 関係書類

別紙のとおり

様式第6号（第6条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

猪名川町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少しようとする 年 月 日							

利 用 定 員 を 減 少 し よ う と す る 理 由	
----------------------------------	--

3 関係書類

別紙のとおり

様

猪名川町長

特定乳児等通園支援事業者確認変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認の変更については、下記のとおりとしたので通知します。

記

承認

不承認

理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として(訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第8条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

猪名川町長 様

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話: _____ メール: _____
確認を辞退する理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
確認を辞退する予定年月日	年 月 日

様

猪名川町長

特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止通知書

年 月 日付け 第 号による特定乳児等通園支援事業者の確認については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により、確認取消・効力停止しますので通知します。

1 乳児等通園支援事業を行う事業所の名称及び所在地

2 事業の種類

3 確認の取消し等の内容

確認取消

効力停止（全部・一部）
一部停止の内容

4 確認の取消し等の理由

5 確認取消又は効力停止の期間

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として(訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。